

公立大学法人横浜市立大学寄附金取扱規程

制 定 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 38 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の規程等との関係)

第2条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等において寄附金の取扱いについて別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「寄附金」とは、法人における教育研究活動及び管理運営を財政的に支援することを目的として法人に寄附される現金及び有価証券をいう。

(寄附金の受入事務の総括)

第4条 理事長は、法人における寄附金の受入れに関する事務を総括する。

(寄附金の受入制限)

第5条 次の各号に掲げる条件が付された寄附金及び反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう。）からの寄附金は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償又は著しく少額の対価で寄附者に贈与又は貸与すること。
- (2) 寄附金等を使用した学術研究の結果得られた特許権、著作権、商標権及び実用新案権その他これらに準ずる権利又は研究成果物を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附の申込後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (5) 寄附金を受入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
- (6) その他理事長が特に法人の業務遂行上支障があると認めるもの。

(寄附金の申込み)

第6条 法人へ寄附しようとする者は、所定の事項を記載した寄附申込書により、または法人が定める他の方法により申し出るものとする。

(寄附金の受入決定)

第7条 理事長は、寄附金の受入れについて第3条に規定する目的に照らし適当であると認めるときは、受入れを決定するものとする。

(寄附金の使途特定)

第8条 寄附金の使途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が使途を特定していない場合は、理事長が使途を特定するものとする。

(寄附金の使途の変更)

第9条 寄附の目的達成後、寄附金に少額の残額が生じた場合、理事長は、残額について寄附金の使途を公立大学法人横浜市立大学基金運営委員会要綱に定める委員会の議を

経て変更することができる。

(領収書の発行)

第10条 寄附金の入金があったときは、寄附者に対し、領収書を発行するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるものほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。